

# 放課後児童クラブにおける 利用者負担について

出典：第4回社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会（H30.1.29）資料より抜粋

# 放課後児童クラブの主な法改正事項

	新制度施行前	新制度施行後(平成27年4月～)
対象児童 (児童福祉法 第6条の3第2項)	おおむね10歳未満の留守家庭の小学生	留守家庭の小学生 ※保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知する。(衆/参・附帯決議)
設備及び運営 の基準 (法第34条の8の2)	特段の定めなし	国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定 [従事する者及び員数...従うべき基準] [施設、開所日数、時間など...参酌すべき基準]
市町村の関与 (法第34条の8第2項)	開始後1ヶ月以内に事後の届け出など [届け出先: 都道府県]	事業開始前の事前の届け出など [届け出先: 市町村]
市町村の情報収集 (法第21条の11)	子育て支援事業に関し、必要な情報の提供	子育て支援事業に関し、必要な情報の収集及び提供
事業の実施の促進 (法第56条の7第2項)	特段の定めなし	市町村の公有財産(学校の余裕教室など) の貸付け等による事業の促進
計画等 (子ども・子育て支援法 第61条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市町村行動計画」の策定。</li> <li>総合的かつ効果的に次世代育成支援対策を推進する努力義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定</li> <li>区域ごとの事業量の見込みや提供体制の確保について法律上に規定</li> <li>総合的かつ計画的に事業を実施する責務</li> </ul> ※地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。(参・附帯決議)
費用負担割合	 <p>※総事業費の1/2程度を保護者負担と整理のうえ 予算計上している。</p>	 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">       質の向上にかかる費用については、 税制抜本改革による 財源確保を前提 (公費)     </div> <p>※質の改善(向上)にかかる費用について、事業主拠出金は充当しない。 (平成24年3月2日少子化社会対策会議決定)</p> <p>※放課後児童健全育成事業に従事する者の処遇改善に資するための施策について検討を加え、 所要の措置を講ずる。(子ども・子育て支援法附則第2条第3項)</p> <p>※子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定財源の確保に努める。 (同法附則第3条)</p> <p>※幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要 であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超につ いて、速やかに確保の道筋を示す。(参・附帯決議)</p>

# 放課後児童クラブにおける利用者負担について

(平成29年 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況調査(毎年5月1日時点))

- 放課後児童クラブの利用者負担については、現行、「事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができる」とされており、利用料徴収を実施している市町村数は1,418市町村(クラブ実施市町村数の約9割)。
- 放課後児童クラブに係る利用者負担については、月額4,000円～6,000円に最も多く分布している。
- 利用料を徴収している市町村の多くが利用料の減免措置を実施している。(減免措置実施市町村数:1,199市町村)
- 一定水準以上の所得のある世帯等に対して利用料の加算を行っている市町村等がある。(加算実施市町村数:63市町村)

## <市町村に対する調査>

### 1. 利用料徴収・減免の有無

	平成 29 年	
利用料の徴収を行っている	1,418	(87.6%)
利用料の減免を行っている	1,199	[84.6%]

注1:( )内はクラブ実施市町村数(29年1,619)に対する割合である。

注2:[ ]内は利用料の徴収を行っている市町村数(29年1,418)に対する割合である。

### 2. 利用料減免の対象(複数回答)

利用料減免の対象	平成 29 年	
生活保護受給世帯	893 (55.2%)	[74.5%]
市町村民税非課税世帯	438 (27.1%)	[36.5%]
所得税非課税・市町村民税課税世帯	122 (7.5%)	[10.2%]
就学援助受給世帯	301 (18.6%)	[25.1%]
ひとり親世帯	409 (25.3%)	[34.1%]
兄弟姉妹利用世帯	664 (41.0%)	[55.4%]
その他市町村が定める場合	465 (28.7%)	[38.8%]
その他クラブが定める場合	92 (5.7%)	[7.7%]

注1:( )内はクラブ実施市町村数(29年1,619)に対する割合である。

注2:[ ]内は利用料の減免を行っている市町村数(29年1,199)に対する割合である。

### 3. 所得額による利用料加算の有無

利用料の加算	平成29年	
一定水準以上の所得のある世帯等について、利用料の加算を行っている	63	(3.9%)

注:( )内はクラブ実施市町村数(29年:1,619)に対する割合である。

## <クラブに対する調査>

### 1. 利用料徴収の有無

	平成 29 年	
利用料の徴収を行っている	20,736	(84.4%)

注:( )内は全クラブ数(29年:24,573)に対する割合である。

### 2. 平均月額利用料金の状況

利用料の月額	平成 29 年	
2,000円未満	537	(2.6%)
2,000～4,000円未満	4,034	(19.5%)
4,000～6,000円未満	5,832	(28.1%)
6,000～8,000円未満	4,688	(22.6%)
8,000～10,000円未満	2,676	(12.9%)
10,000～12,000円未満	1,566	(7.6%)
12,000～14,000円未満	514	(2.5%)
14,000～16,000円未満	334	(1.6%)
16,000円以上	555	(2.7%)
計	20,736	(100.0%)

注:( )内は放課後児童クラブで利用料の徴収を行っているクラブ数(29年:20,736)に対する割合である。

### 3. 利用料の減免の有無

	平成 29 年	
利用料の減免を行っている	17,016	(82.1%)

注:( )内は放課後児童クラブで利用料の徴収を行っているクラブ数(29年:20,736)に対する割合である。